

平成29年度山形県地域職業訓練実施計画（総合計画）（案）

「ハロートレーニング～急がば学べ～」 （公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ）

平成29年4月1日

山形労働局
山形県

独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

1 総説

（1）計画のねらい

この計画は、国及び山形県が実施する職業訓練（以下「公的職業訓練（愛称をハロートレーニングと呼び、以下「ハロートレーニング（公的職業訓練）」と表記する）」という。）として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。）に基づき実施する公共職業訓練（離職者訓練、在職者訓練、障がい者等に対する訓練）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図り、国及び山形県が一体となって、労働者に対して、地域の職業訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための必要な事項を定めたものである。

※ハロートレーニング（公的職業訓練）の内訳及び実施主体

公共職業訓練

・山形県

・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部〈ポリテクセンター山形〉以下「機構センター」という。）

求職者支援訓練

・国（山形労働局）

（2）計画期間

計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

平成28年度の有効求人倍率（季節調整値）については、1.3倍程度で推移しており、雇用情勢は改善が続いているが、少子高齢化が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、人材力の強化やITの活用等を通じた一人一人の働く者の生産性の向上を図ることが必要である。

このため、大量離職者が発生した場合等に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

若者、（子育て中を含む）女性、高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者や生活困窮者など多様な対象者に対し、それぞれの職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

(2) 平成28年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成28年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成28年11月末現在で17,076人であった。

そうした中、平成28年度の職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成28年12月末現在で997人であり、求職者支援訓練については、平成28年12月末現在で213人であった。

また、平成28年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が（県）100%、（機構センター）80.5%、委託訓練が71.4%、求職者支援訓練（速報値）の基礎コースが60.3%、実践コースが60.4%であった。

注1：就職率）施設内訓練の県は、平成28年3月末までの修了者。その他の訓練は、平成28年4月以降修了し、平成28年9月末までに修了した訓練の訓練修了後3ヶ月の就職率。

注2：就職率）求職者支援訓練は、平成28年4月以降修了し、平成28年9月末までに修了した訓練の訓練修了後3ヶ月の就職率（速報値）であり、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）からの報告に基づく雇用保険被保険者資格取得した者の率（雇用保険適用就職率）。

3 計画期間中のハロートレーニング（公的職業訓練）の対象者数等

（1）実施方針

雇用失業情勢は引き続き改善が見込まれる中、産業界の人材ニーズや求職者の訓練受講ニーズに対応しつつ、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて訓練を実施する。

なお、県立山形職業能力開発専門校及び県立庄内職業能力開発センターは、地域に根差した産業人材の育成拠点・職業能力開発拠点を目指し、情報発信、就職支援や企業等との連携などの機能の充実・強化を図る。

（2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、1,176人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、270人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、30人については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、906人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた多様な職業能力開発の機会を提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

なお、施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施する。

③ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練科の見直しを行うものとする。就職の実現に必要なとされる知識・技能を習得するための訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》施設内訓練（短期課程）

校 名	期 間	定員(人)	科 目 名
県立庄内職業能力開発センター	12 カ月	20	金属技術科

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》施設内訓練

校 名	定員(人)	科 目 名
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	250	N C生産システム科、N C生産システム科（デュアルシステムコース）、溶接施工科、バリアフリーリフォーム科、インテリア施工科、電気設備技術科（橋渡し訓練付き、定員60人）。 ※訓練期間は6カ月間。電気設備技術科のみ7カ月間。
合 計	250	6科目（16コース）

《山形県》離転職者職業訓練（委託訓練）

訓 練 種 別	コース数	定員(人)	科 目 名
離転職者職業訓練 (資格取得コース)	2	26	介護福祉士養成科 ※訓練期間は24カ月間。
離転職者職業訓練 (知識等習得コース)	46	870	PC活用事務(OAシステム科(託児3)、OAビジネス活用科、OA経理事務科(託児1))(託児サービス付加訓練4コースを含む)、事務系(経理実務科、医療事務科、不動産実務科)、介護系(介護サービス科)、その他(自由提案型訓練コース、予備2コース30人分を含む) ※訓練期間は2～4カ月間。
デュアルシステム訓練	1	10	3カ月座学+1カ月企業実習
合 計	49	906	複数年度跨ぎコース8コース、136人分を含む

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》
離転職者職業訓練（委託訓練）＜地域訓練コンソーシアム事業＞

※【参考】平成28年度中の開講のため参考値。

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
離転職者職業訓練 （実践的人材育成コース）	2	40	「介護・医療事務福祉分野」 （医療事務・介護サービス科）、 「営業・事務分野（資産運用・ 経理）」（総務経理実践科）。 ※訓練期間は6カ月間（訓練 開始は平成29年1月及び3 月から）。
合計	2	40	2科目（2コース）

【※「山形県地方職業能力開発実施計画」第1分冊4を添付】

『山形県作成』

4 訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

(1) 施設内総括

※平成28年度離職者訓練実施計画（別紙）を別途作成すること

県立 機構 立別	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通課程				普通職業訓練				定員						
				専門課程		応用課程		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練			若年者を対象とした訓練		短期課程(2か月未満)			
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員	回数	1回定員	回数		1回定員	回数	1回定員	回数	1回定員	回数
				定員	定員	定員	定員	1回定員	回数	1回定員	回数	1回定員	回数	1回定員	回数		1回定員	回数	1回定員	回数	1回定員	回数
産業技術短期 大学 校		機械システム系生産技術科 「デジタルエンジニアリング科」	H22	10 (10)	10 (10)															20 (20)		
			H22	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
			H5	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
			H22	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
			H22	30 (30)	30 (30)																60 (60)	
			H29	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
			H22	10 (10)	10 (10)																10 (10)	
			6科 (6科)	120 (120)	120 (120)																250 (250)	
			H9	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
			H9	20 (20)	20 (20)																40 (40)	
計		「国際経営科」	H9	20 (20)	20 (20)														40 (40)			
			3科 (3科)	60 (60)	60 (60)														120 (120)			
			第二種自動車系自動車整備科 「自動車科」	S31			25 (25)	25 (25)												50 (50)		
山形職業能力開 発 専 門 校		建築施工系木造建築科 「建設技術科」	H5	20 (20)	20 (20)													40 (40)				
			2科 (2科)	20 (20)	20 (20)														90 (90)			
計		板金科 「金属技術科」	H9																20 (20)			
			1科 (1科)	20 (20)	20 (20)														20 (20)			
計	県立校小計 4校	計 1 2 科 (計 1 2 科)		180 (180)	180 (180)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	20 (20)	25 (25)	25 (25)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	480 (490)			

1. 「定員」欄は、「1 回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで同様に記入すること。
2. 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入すること。
3. 「訓練科名」欄は、次の要領で記入すること。
 - ① 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入すること(以下同じ)。
 - ② 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「 」書きで記入すること。
4. 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入すること。
5. 廃止科は、訓練科名を()書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に()書きで記入すること。
6. 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入すること。
7. 土日・夜間等を行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入すること。
8. 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載すること。
 - ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
9. 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後に子の記号を付すこと。
10. 職業能力開発総合大専校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を付すこと。

県立 機構 立別	施設 設 名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通課程				短期課程 (2ヵ月以上)				昼夜 の 別				定 員		
				専門課程		応用課程		中卒		高卒		障害者を対象とした 訓練 (機種のみのみ)		学卒者訓練		短期課程 (2ヵ月未満)		1 回 定 員 × 回 数	1 回 定 員 × 回 数		1 回 定 員 × 回 数	1 回 定 員 × 回 数
				定員	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月	1回定員 ×回数					
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始 月			
山形職業能力開発 促進センター	テクニカルオペレーション科 「NC生産システム科」 テクニカルメタルワーク科 「溶接施工科」 電気設備技術科 (橋渡し訓練付き)	H17																	30 (30)			
		H21																	30 (30)			
		H23																	60 (60)			
		H19																	30 (30)			
高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 立	福祉環境サービスク 「バリアフリーリフォーム科」 住宅施工技術科 「インテリア施工科」	H27																	40 (40)			
		H28																	60 (45)			
		計 6 科																	250 (235)			
		(計 6 科)																	250 (235)			
機構立校小計																		250 (235)				
1 校																		250 (235)				

1. 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで同様に記入すること。
2. 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」欄は、「訓練開始月」の下に()書きで記入すること。
3. 「訓練科名」欄は、次の要領で記入すること。
- ① 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入すること (以下同じ)。
- ② 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「」書きで記入すること。
4. 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び放致離職者求職者手帳所持者 (放) と沖繩失業求職者手帳所持者 (沖) で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。
5. なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入すること。
6. 廃止科は、訓練科名を()書きし、定員欄に「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入すること。
7. 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入すること。
8. 障害者を対象とした訓練科 (コース) については、訓練科 (コース) 名の後に以下の記号を付し、訓練科 (コース) 名の後に対象となる障害種別 (身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等) を () 書きで記載すること。
9. 「一般校活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づくモデル事業として実施している場合→障セ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づき事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単

(2) 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

		都道府県名 山形県					
実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数(回)	合計訓練時間(時間)	延定員(人)	備考
道府県立施設 高年齢・障害者・求職者雇用支援機構立施設	産業技術短期大学校	高・専短	機械システム系制御技術科	9	126	55	
			機械システム系生産技術科	0	0	0	
	計		居住システム系建築設備科	6	78	30	
			電子情報制御システム系電子情報技術科	5	60	25	
	計		情報システム系情報技術科	2	24	8	
				22		118 (113)	
	産業技術短期大学校庄内分校	高・専短	機械システム系メカトロニクス技術科	6	72	35	
			情報システム系情報技術科	5	60	45	
	計		「国際経営科」	6	72	30	
				17		110 (110)	
	山形職業能力開発専門学校	普・短	管理監督者	0	0	0	
			OAシステム科	43	634	700	
	計			43		700 (620)	
				2	24	24	
庄内職業能力開発センター	普・短	造園科	2	42	100		
		溶接科	2	42	100		
計			4		124 (124)		
			83		1,052 (967)		
県立施設 4施設	高・専短	メカトロニクス技術科	2	36	20		
		建築科	4	60	49		
山形職業能力開発 促進センター		産業機械科	4	66	40		
		制御技術科	13	210	130		
計		生産技術科	34	672	328		
		電気技術科	2	36	20		
計		電子技術科	1	12	10		
			60		597 (569)		
機構立施設 1施設			60		597 (569)		
			143		1,649 (1,536)		
総	合	計					

(3) 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（(4)～(7)に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員		訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延			
計画なし							
県計							

（記入上の注意）

1. 「訓練科」欄には、訓練職種（例：事務、造園、デザイン等）を（ ）書きすること。また、訓練科のうち自動車運転科（普通Ⅱ種）、自動車運転科（大型Ⅰ種）のように個別に記入すること。
2. 「委託施設」欄には、委託施設名と住所を記入すること。
3. 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。また、「第1種定員」欄は、P6の（記入上の注意）を参照すること。
4. 「備考」欄は、主たる訓練対象者（中・高生、一般対策、アイヌ対策、障害者等）を記入すること。
5. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
6. 都道府県立施設毎に計（1施設のみ）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
7. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
山形職業能力開発専門学校	PC活用事務（知識等習得コース）	17	305	
	PC活用事務託児付加（知識等習得コース）	3	60	
	事務系（知識等習得コース）	6	120	
	介護系（知識等習得コース）	2	35	
	介護系（資格取得コース）	2	26	
	その他（知識等習得コース）	6	115	
山形職業能力開発専門学校庄内分校	PC活用事務（知識等習得コース）	3	60	
	PC活用事務託児付加（知識等習得コース）	1	20	
	事務系（知識等習得コース）	2	40	
	介護系（知識等習得コース）	2	40	
	その他（知識等習得コース）	4	75	
	その他（日本版デュアルシステム（委託訓練活用型））	1	10	
合計		49	906	

（記入上の注意）

1. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。
2. 「訓練科」が未定の場合で、訓練職種のみ記載可能な場合には「未定」と記載のうえ、（ ）書きにより記載すること（例：事務、介護、建築等）。訓練職種も未定の場合、（ ）書きは不要であり、「未定」とのみ記載すること。
3. 平成25年度より「離職者等再就職訓練事業」の中の1コースとして実施予定である「母子家庭の母等の職業的自立促進事業」及び「日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）」の訓練コースについても、同表に記載すること。
4. 離職者等再就職訓練事業の詳細な計画は、別途通知にて依頼する予定であること。

③国費による委託訓練（障害者の様態に応じた多様な委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
パソコン基礎（山形）	3ヶ月	26人			
パソコン基礎（庄内）	3ヶ月	10人			
インターンシップコース	3ヶ月	15人		山形職業能力開発専門学校	障害者職業訓練コ ーディネーター 1人
合 計		51人			

④国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
計画なし			
合 計			

(4) 速成訓練

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員		訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延			
計画なし				第1種定員			
合計							

(記入上の注意)

1. 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。
また、「第1種定員」欄は、P6の（記入上の注意）を参照すること。
2. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
3. 都道府県立施設、高齢・障害・求職者雇用支援機構立施設毎に計（1施設のみ）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
4. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

(5) 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	種類	施設内	訓練期間		定員	備考
				委託訓練 (座席)	企業実習 有期パート 就労		
計画なし							
県計						0	
山形職業能力開発促進センター	テクノカレッジ	短期課程	4.5ヶ月	1.5ヶ月	30	30	施設内総括表に併記
機構計						30	
合計						30	

(記入上の注意)

1. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
2. 類型には「専門課程」、「普通課程」、「短期課程」のいずれかを記入すること。
3. 訓練期間には、「〇月〇日～〇月〇日(〇h)」、「〇ヶ月」等を記入すること。
4. 定員には、当該年度の定員数を記入すること。

(6) 第1種定員調書

都道府県名

山形県

		29年度計画					支給計画額
施設区分	計画人員(人)	計画人員の内訳				その他	
		障害者等	母子家庭の母等	中高年齢者等	その他		
施設内	3.5 (3.5)	3.5 (3.5)	()	()	()	()	5,510,600 (5,510,600) 円
施設外	()	()	()	()	()	()	() 円
合計	3.5 (3.5)	3.5 (3.5)	()	()	()	()	5,510,600 (5,510,600) 円

(記入上の注意)

- 施設区分ごとに記入し、「合計」欄には両方の合計を記入すること。
- 「計画人員」欄については、平成29年度における計画人員数を記入すること。また、()内に前年度計画人員数を記入すること。
- 「障害者等」、「母子家庭の母等」、「中高年齢者等」及び「その他」欄については、計画人数の内数として、対象者ごとの計画数を記入すること。また、()内に前年度計画人員数を記入すること。
- 「支給計画額」欄については、支給される訓練手当の総額(基本手当+技能習得手当+寄宿手当)を記入すること。また、()内に前年度計画人員数を記入すること。
- 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

(計画人員の対象者の定義)

- 「障害者等」は、雇用対策法施行規則第2条第2項第6号、同第7号及び第7号2で定める身体、知的、精神障害者とする。
- 「母子家庭の母等」は、雇用対策法施行規則第2条第2項第8号で定める母子家庭の母等とする。
- 「中高年齢者等」は、雇用対策法施行規則第2条第2項第1号及び同第6号で定める中高年齢失業者手帳保持者及び45歳以上の者(身体障害者を除く)とする。
- 「その他」は、上記対象者以外で雇用対策法施行規則上、就職困難者として定められている者とする。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、1,649人とする。

② 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能、新たな技能等及びこれらに関する知識を習得させる等の職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

③ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術を習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	22	118	機械工学セミナー、モノづくり・サービス改善セミナー、電子情報セミナー 他
県立産業技術短期大学校庄内校	17	110	シーケンス制御入門、マイコン計測・制御入門、3次元CAD入門 他
合計	39	228	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立山形職業能力開発専門校	43	700	CAD基礎、ビジネススキル講座、エクセル活用、データベース基礎、オーダーメイドコース、パソコン基礎、エクセル基礎、パソコン実践、在宅ワーク基礎 他
県立庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、造園工事作業の製作等作業試験対応、造園工事作業の判断等試験対応
合計	47	824	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

公共職業訓練（在職者訓練：能力開発セミナー）

中小企業等で働く方々を対象に、概ね2～5日のものづくり分野の職業訓練を実施するもの。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	43 (延べ回数) 60	597	◎機械系 ・機械設計 ・機械加工 ◎電気系 ◎居住系
合計	60	597	

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、440人とする。

② 在職者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

③ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	7	230	デジタルエンジニアリング科、メカトロニクス科、建築環境システム科、情報システム科、知能電子システム科、土木エンジニアリング科（以上は2年課程）。 産業技術専攻科（1年課程：社会人等対象）。
県立産業技術短期大学校庄内校	3	120	制御機械科、電子情報科、国際経営科（2年課程）。
合計	10	350	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として中卒、高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
県立山形職業能力開発専門校	2	90	自動車科（高卒）、 建設技術科（中卒）、（2年課程）。
合計	2	90	

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する障がい者訓練の対象者数は、55人とする。

また、就職率は委託訓練で55%を目指す。

② 障がい者訓練の内容

民間企業等に対して委託する障がい者委託訓練では、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

③ 効果的な障がい者訓練の実施のための取組

障がい者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練科の見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障がい者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障がい者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障がい者対象職業訓練	4	40	パソコン基礎科 (民間教育訓練機関で実施) ※訓練期間は3カ月
	15	15	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1カ月～3カ月
合計	19	55	

【※「山形県地方職業能力開発実施計画」第1分冊（付属資料）を添付】

『山形県作成』

(付属資料)

障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施計画の補足資料

設置予定訓練コース詳細

委託元施設名 (住所)	委託先施設名 (住所)	訓練コース名		定員		訓練期間	受講時間	訓練開始月	委託料	備考
		(訓練科名)	主な対象障害	1回	延					
山形職業能力開発専門学校	(未定)	パソコン基礎科	身体・精神	10	20	3ヶ月	300時間	(未定)	180,000円	※知識・技能習得訓練コース
山形職業能力開発専門学校	(未定)	パソコン基礎科	身体・精神	6	6	3ヶ月	300時間	(未定)	180,000円	※知識・技能習得訓練コース
山形職業能力開発専門学校 庄内分校	(未定)	パソコン基礎科	身体・精神	10	10	3ヶ月	300時間	(未定)	180,000円	※知識・技能習得訓練コース
山形職業能力開発専門学校 及び庄内分校	(未定)	インターネットシブコース	身体・精神・知的	1	15	3ヶ月	300時間	随時	270,000円	※実践能力習得訓練コース
合	計			27	51					

(記入上の注意)

1. 実施要領に定める「障害者向けデュアルシステム」「知識・技能習得訓練コース」、「実践能力習得訓練コース」、「e-ラーニングコース」、「特別支援学校早期訓練コース」、「在職者訓練コース」の区分ごとに記載し、備考欄中に付記すること。上記訓練コースの実施にあたって精神保健福祉士等の外部専門家や手話通訳の活用を予定している場合は、備考欄中に付記すること。
2. 「委託料」欄は、訓練受講者一人当たりの見込額（総額）を記入すること。
3. 「受講時間」欄は、各コース1訓練期間に対する時間数を記入すること。

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者
自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇
用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模を 540
人とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 55%、実践コースで 60%を
目指す。

② 離職者訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎
コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得す
る職業訓練（実践コース）を中心とする。

その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置く
とともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、未就職のまま卒業する新卒者を含む若年層や生活困窮者など、対
象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース	訓練認定規模の概ね 50% (学卒未就職者を主として対象とするものを含む。)
ロ 実践コース	訓練認定規模の概ね 50%
うち介護系	実践コース全体の訓練認定規模の 25% 程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の 5% 程度
情報系	実践コース全体の訓練認定規模の 5% 程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の 30% 程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の 15% 程度

分野別共有枠

実践コース全体の訓練認定規模の 20%
程度

- ・ 上記のうち、新規参入枠及び地域ニーズ枠は次のとおりとする。
(新規参入枠)
 - 基礎コース 上限値 20%
 - 実践コース 上限値 20%
(地域ニーズ枠)
 - 基礎コース又は実践コース
 - 介護系（最上地区） 15 人
- ・ 山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として、四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース	認定上限 1 コース
	定員上限 15 人
実践コース	認定上限 1 コース（系毎とする）
	定員上限 15 人（但し、介護系のみ 20 人）

※ なお、上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等、やむを得ない事情がある場合は、上限を超えて認定しても差し支えないこととする。

注 1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好な者。

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注 2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

注 3 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。

また、第 4 四半期（必要と認める場合は、第 3 四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。

- 注4 新規参入枠は、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規参入枠へ振り替えることも可能とする。
- 注5 本計画において示した内容は、地域職業訓練実施計画において、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。
- イ 訓練認定規模を超えてはならないこと
 - ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

平成29年度

求職者支援訓練定員

山形労働局

	定員 (人)
基礎コース	(構成比 44.4%) 240
実践コース	(構成比 55.6%) 300
介護系	75
医療事務系	15
情報系	15
営業・販売・事務系	90
その他	45
分野共有枠	60

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、山形労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部のHPで周知する。

4 ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

（1）関係機関との連携

山形県内における職業訓練ニーズに対応し、山形県、山形労働局、機構センター、有識者、産業界、教育訓練機関等が連携し、必要な訓練を総合的かつ一体的に企画立案、実施するとともに、職業訓練実施機関とハローワークが連携し、訓練から就職までを一貫して支援する。

（2）公的職業訓練の愛称「ハロートレーニング」、キャッチフレーズ「急がば学べ」の周知・広報

平成28年11月30日に公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」が決定したことから、県・機構センターや関係機関と連携の上、パンフレット・リーフレット・各種広報紙等の表紙のタイトルなどで愛称・キャッチフレーズや愛称の略称（ハロトレ）を使用するなど、積極的に「ハロートレーニング～急がば学べ～」を使用した周知・広報を推進していく。

（3）ハロートレーニング（公的職業訓練）の受講生の能力及び適性に応じたハロートレーニング（公的職業訓練）の実施

ハロートレーニング（公的職業訓練）受講希望者には、ハローワークにおけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや職業相談を通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

訓練受講中は訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施する。

訓練受講中、訓練終了後においては、訓練実施機関と労働局・ハローワークが連携し、受講者の就職状況等の情報を共有することで、ハローワークでは個別支援による担当者制の実施や訓練分野の求人情報の提供や個別求人開拓などきめ細かな就職支援を行い、就職率の向上を図る。

また、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

（4）山形県地域訓練協議会の開催について

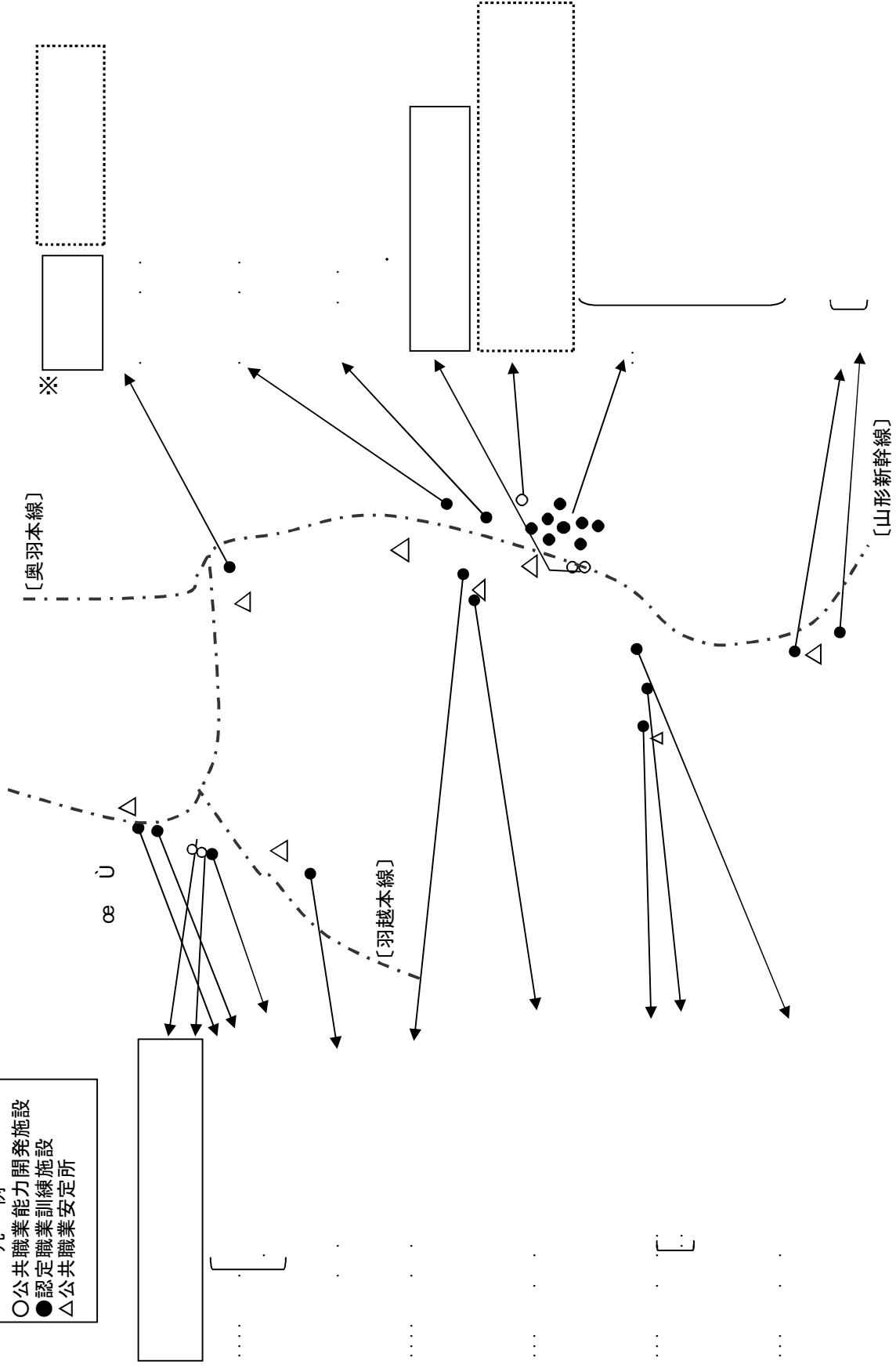
平成29年度においてもこれまでと同様に、山形県地域訓練協議会（山形県地域訓練協議会ワーキング・チームによる打合せ会については、四半期に1回開催することとする。）を年2回開催して、関係者の連携・協力の下に、山形県の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

【※「山形県地方職業能力開発実施計画」第1分冊2及び3（9）を添付】

『山形県作成』

2 平成28年度職業能力開発関係施設の配置(平成28年4月現在)

- 凡 例
- 公共職業能力開発施設
 - 認定職業訓練施設
 - △ 公共職業安定所



3 職業能力開発実施体制

(9) 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程		入学金	授業料	備考
職業能力開発校	普通職業訓練	普通課程	5,650	118,800	教材費、被服費
		中卒者向けの訓練			
		高卒者向けの訓練	5,650	118,800	教材費、被服費
短期課程	短期訓練	在職者向けの訓練			受講料
	離職者向け訓練		—	—	教材費、被服費
職業能力開発短期 大学校	高度職業訓練専門課程		140,000	390,000	被服費
	高度職業訓練専門短期課程				
	産業技術専攻科 上記以外	専門課程卒等向けの訓練	70,000	390,000	被服費
		在職者向けの訓練			受講料